

第四次大野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画



【計画期間：平成28年度～平成32年度】



社会福祉法人 大野市社会福祉協議会

はじめに

日本の福祉制度は、戦後の経済成長にも支えられ、公的な福祉サービス（いわゆる「公助」といわれるもの）のもとに一定の成果をあげてきました。

しかし、今日の少子高齢化の進行や地域基盤、家族形態の変化など大きく様変わりする社会情勢を背景に、住民の生活の中から生まれてくる多種多様な生活・福祉課題をこの公的なサービスだけで対応していくには限界があります。

一方で、私たちの生活における支えの最も大切な基盤「自助」、つまり、他の人の力を借りることなく自らや家族が行ってきたものは、核家族化の進行等によりその基盤は弱くなっています。

そこで、みんなが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくためには、私たち一人ひとりが「結の心」でつながる地域社会全体での支え合いの活動（これを「共助」と言います。）がなくては実現するものではありません。今、みんなが主役の福祉のまちづくりが求められているのです。

この地域福祉活動計画は、この福祉のまちづくりの推進を使命とする大野市社会福祉協議会の平成28年度から平成32年度までの5年間の事業・活動の方向性と内容を表したもので、第三次までの地域福祉活動計画の理念を継承しています。

大野市社会福祉協議会では、この計画に基づき、市民の皆さまや関係する機関や団体との連携と協働のもとに地域福祉活動を展開してまいりたい所存でありますので、今後とも関係各位のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、この計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただき貴重なご意見等を賜りました策定委員の皆さま、ご指導やご協力をいただきました関係各位に心から感謝とお礼を申し上げ、あいさついたします。

平成28年3月

社会福祉法人大野市社会福祉協議会

会 長 金 森 閱 治

目次

第1章	地域福祉の推進と地域福祉活動計画	1
1	地域福祉とは	1
2	地域福祉活動計画	2
第2章	大野市における福祉の状況	5
1	人口・世帯等の推移	4
2	要介護高齢者・障害のある人等の状況	6
3	地域福祉活動の状況	7
4	地域福祉座談会等から見えてきた課題	8
第3章	計画の基本フレーム	9
	第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画基本フレーム	10
第4章	実施計画	12
	基本計画1 地域における住民主体の福祉活動を推進します	12
	実施計画①「小地域福祉活動の強化」	12
	②「地区社協、福祉委員会活動の支援」	12
	③「地域交流活動の促進」	13
	④「地域住民による福祉活動の輪づくり」	13
	基本計画2 参加と交流を育む環境づくりを推進します	14
	実施計画①「福祉イベントの参加と交流によるふれあいの輪づくり」	14
	②「福祉教育の推進」	14
	基本計画3 地域支え合いの担い手を育成します	15
	実施計画①「ボランティアの育成と活動支援」	15
	②「ボランティアセンターの機能と広報の強化」	15
	③「災害ボランティアの連携と活動強化」	15
	基本計画4 共同募金を活用し、じぶんの町を良くします	16
	実施計画①「共同募金配分金を活用した福祉のまちづくり」	16
	基本計画5 質の高い福祉サービスの提供に努めます	17
	実施計画①「介護機器貸出サービスの充実」	17
	②「総合福祉相談の強化」	17
	③「生活困窮者の自立支援」	17

基本計画 6	利用者のニーズに応じた相談と支援を推進します	18
実施計画①	「障害者の自立と社会参加の支援」	18
②	「福祉サービスの利用援助」	18
③	「法人成年後見への取り組み」	18
④	「障害者の相談支援と福祉サービス利用計画支援」	19
基本計画 7	在宅福祉サービスによる介護予防を推進します	20
実施計画①	「高齢者の日常生活の支援」	20
②	「高齢者の介護予防の推進」	20
③	「住民主体の地域包括ケアシステムの構築」	21
基本計画 8	障害福祉サービスの拡充を図ります	22
実施計画①	「障害児の放課後等の居場所づくり」	22
②	「障害者の日常生活の支援」	22
基本計画 9	介護保険サービスの拡充を図ります	23
実施計画①	「利用者本位のサービスの提供」	23
②	「経営の安定化」	23
③	「新しい総合事業への取り組み」	23
基本計画 10	適正な法人運営体制の確立を図ります	24
実施計画①	「組織・運営体制の強化」	24
②	「苦情解決制度の適切な運用」	24
③	「安定的な財源確保」	25
④	「適正な基金の運用」	25
⑤	「社会福祉法人制度改革の的確な対応」	25
基本計画 11	広報、啓発活動を強化します	26
実施計画①	「広報・啓発活動の拡充と強化」	26

第5章 計画を推進するために…………… 27

1	計画を担う中心的団体	27
2	計画を推進するために連携が必要な団体とそれぞれの役割	28

資料…………… 29

第三次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価概要	30
第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定経過	34
第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	35
第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿	36

第1章 地域福祉の推進と地域福祉活動計画

1 地域福祉とは

私たちが住む地域には、一人で暮らす高齢者、障害があり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする方、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要とする人たちも多く住んでいます。

「地域福祉」とは、これらの人たちが抱えている様々な生活・福祉課題の解決に向けて、自分たちが住んでいる「地域」という場所を中心に考え、誰もが安心して自立した生活を送ることができるようみんなが支え合い助け合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことを言います。

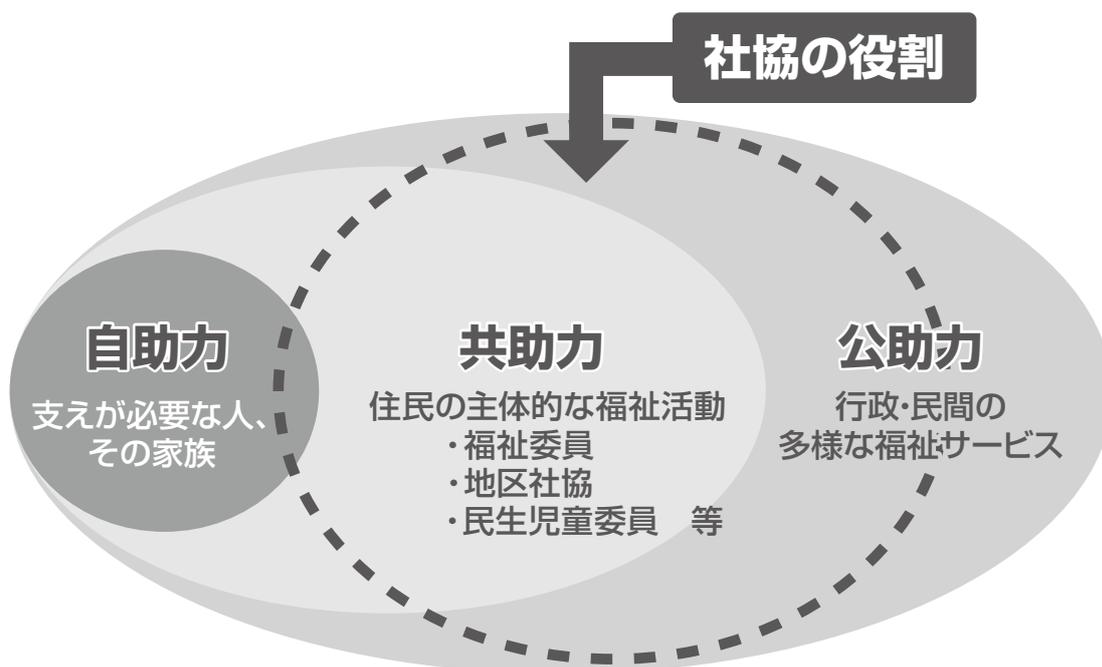
その推進にあたっては、地域住民や社会福祉事業者、ボランティアなどの社会福祉活動を行う者の三者が相互に協力しあうことが必要になり、社会福祉協議会は、その中核的な役割を担っています。

みんなの力で多様化する生活・福祉課題を克服することが求められています。

[地域福祉を推進するうえで大切なこと]

- 一人ひとりが地域の中で交流を深め、住んでいる人と地域が一体となった地域づくりが必要である。
- 暮らしやすいまちをつくっていくため、隣近所に住む人、住んでいる地域のことをもっと知り、みんな考えあうことが重要である。
- 地域の課題に対して一人ひとりが自発的に行動する支え合い・助け合いのできる体制づくりが必要である。
- 地域の課題や将来的な問題に対して緊急度と優先度を整理しながら取り組む必要がある。
- 地域社会の変化、社会保障制度の変容による市民生活の変革に対応できる取り組みが重要である。

地域福祉の推進と社会福祉協議会



2 地域福祉活動計画

(1) 策定にあたって

大野市における地域福祉推進の中核的な役割を担う大野市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを進める大きな使命を有しています。

この「地域福祉活動計画」（以下「計画」という。）は、その暮らしやすいまちづくりの方向性を明確にし、市社協の活動を着実、かつ継続的に実施する内容を定めるもので、これまでの第一次から第三次までの計画の理念を継承するものです。

策定にあたっては、第三次の計画の実施状況について行った評価と検証を反映することとしています。（P29・30 参照）

[背景]

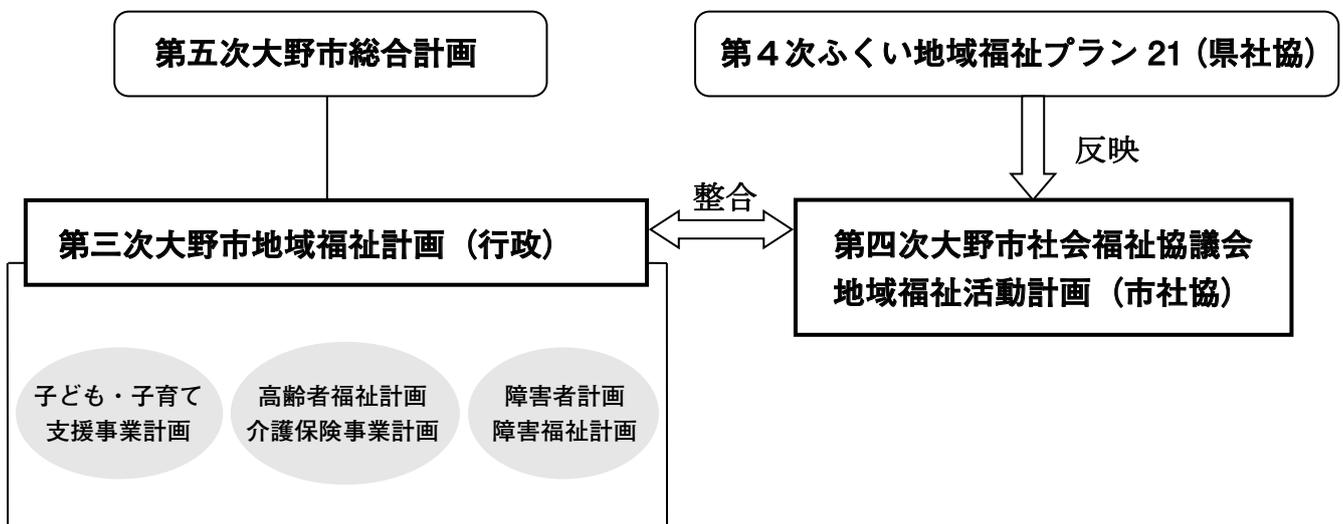
- 少子化、高齢化の進行、一人暮らし高齢者や老老介護の増加等、地域が抱える課題が深刻化している。
- 近所付き合いが遠のき、地域の絆やつながりが薄くなってきている。
- 自治会（行政区）役員、民生児童委員、ボランティア等、地域で見守りを担う人材が高齢化し、関わりをもつ人が減少するなど、地域を支える人の後継者不足に陥っている。
- 国の社会保障の考え方が「公助・共助・自助」から「自助・共助・公助」へと変革している。

(2) 大野市地域福祉計画（行政計画）との関係

大野市の「地域福祉計画」と市社協の「地域福祉活動計画」は、共に地域福祉を推進することを目的とした計画です。

大野市地域福祉計画（第三次計画の期間：平成28～32年度）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に定められた法定計画であり、大野市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、地域の生活に密着した保健福祉サービスの提供を推進していくうえでの指針となるものです。

地域福祉活動計画の実施にあたっては、大野市地域福祉計画をはじめとする他の行政計画との整合性を図りながら地域福祉活動を進めていくこととします。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標とする5年間とします。

なお、変化する社会情勢への対応や他計画との整合性を保つため、期間中であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、計画の中間年と最終年には評価を行い、実施計画の進捗状況を検証するとともに次期計画に反映していきます。

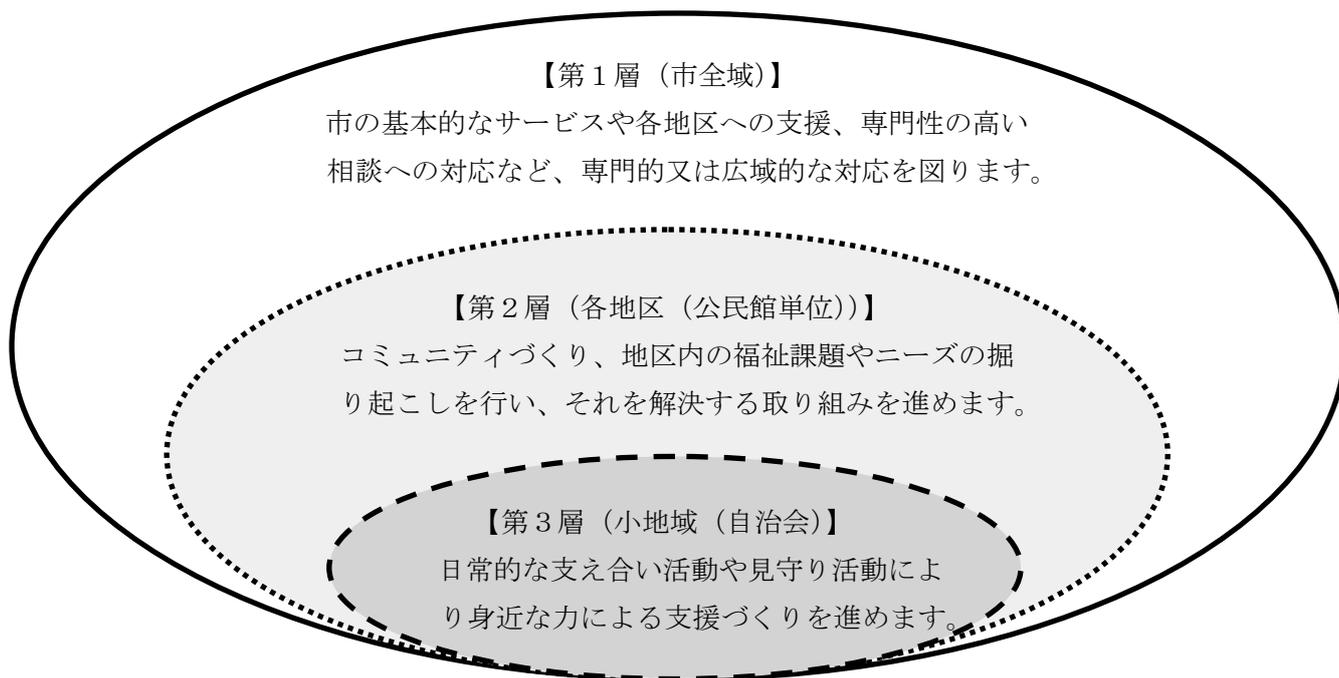


(4) 計画の範囲

地域福祉活動を進めていくためには、小地域から市全体までのエリアのとらえ方を整理し、それぞれのエリアに応じた体制を整え、効果的な活動を図ることが肝要です。

そのため、市社協では、下図のように3つのエリアを設定し、それぞれのエリアに応じた機能や体制を整備していくこととします。本計画の対象範囲もこの3つのエリアを想定しています。

エリアの範囲の考え方 (イメージ図)



(5) 計画の策定体制

ア 策定委員会の設置

地域福祉の推進に関わる団体や関係者の幅広い意見を反映させるため、区長、民生児童委員、ボランティア、地区社協等の代表から成る「第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画の内容の検討を行っています。

イ ワーキング会議の実施

市社協内部に「地域福祉活動計画推進作業ワーキング会議」を設け、各部門ごとに課題の抽出と検証を行い、計画の素案づくりを行っています。

第2章 大野市における福祉の現状

1 人口・世帯等の推移

(1) 人口の推移

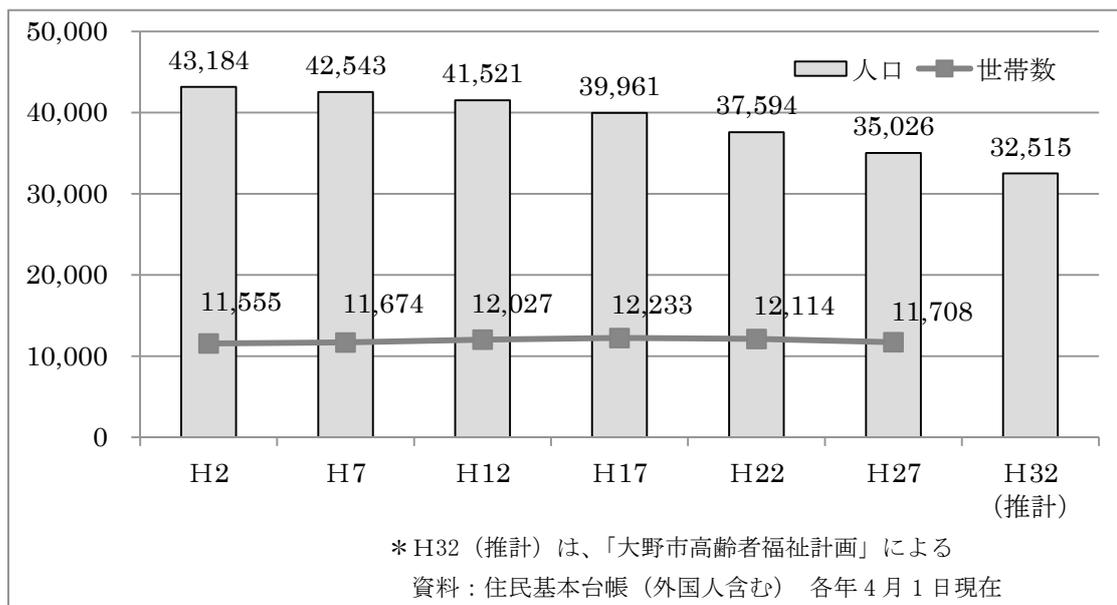
本市の総人口は、長期的に減少基調で推移しており、平成17年には40,000人を下回りました。

平成27年の総人口は35,026人で、平成17年からの10年間で約5,000人減少しており、今後も減少基調で推移すると考えられます。

また、核家族化等により増加傾向にあった世帯数については近年減少傾向にあります。

(総人口・世帯数の推移)

(単位：世帯、人)

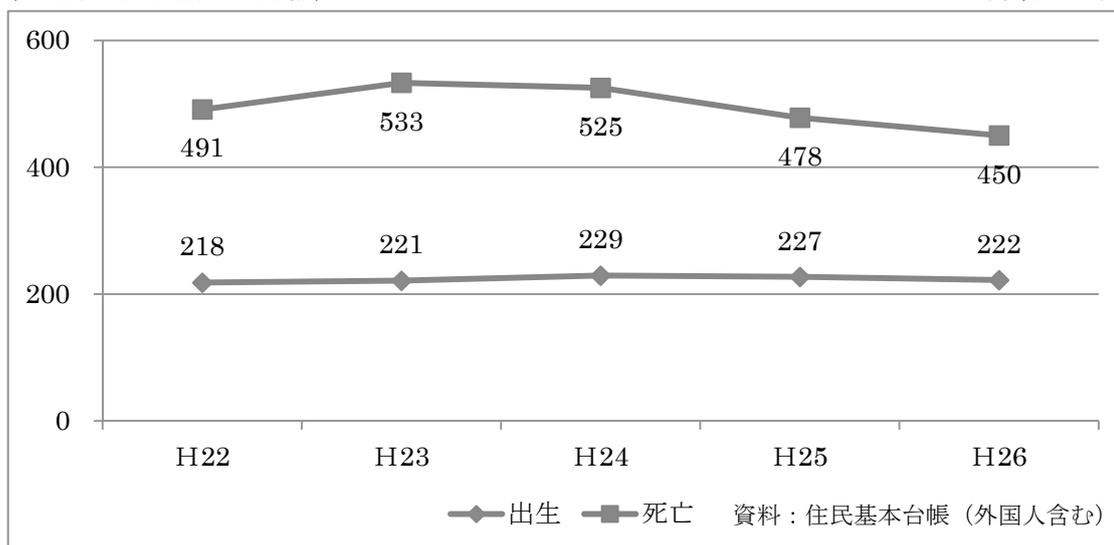


(2) 出生・死亡の動向

本市の出生数は、平成2年の411人に対し、平成26年には222人となり、20年余で半数近くに減少していますが、ここ数年は、横ばいで推移しています。

(出生数と死亡数の推移)

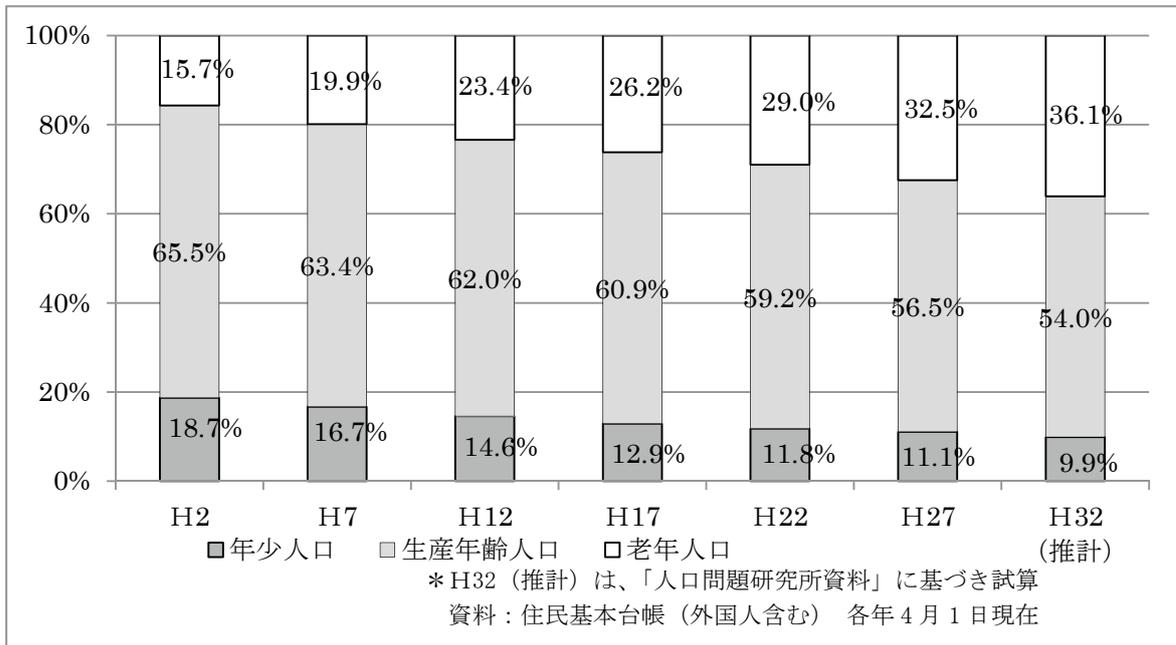
(単位：人)



(3) 人口構成の推移

本市の階層別の人口構成比率は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少し、老年人口（65歳以上）は増加しており、平成27年の高齢化率は、32.5%になっています。今後も、少子化・高齢化がさらに進展すると見込まれます。

(階層別人口比率の推移)

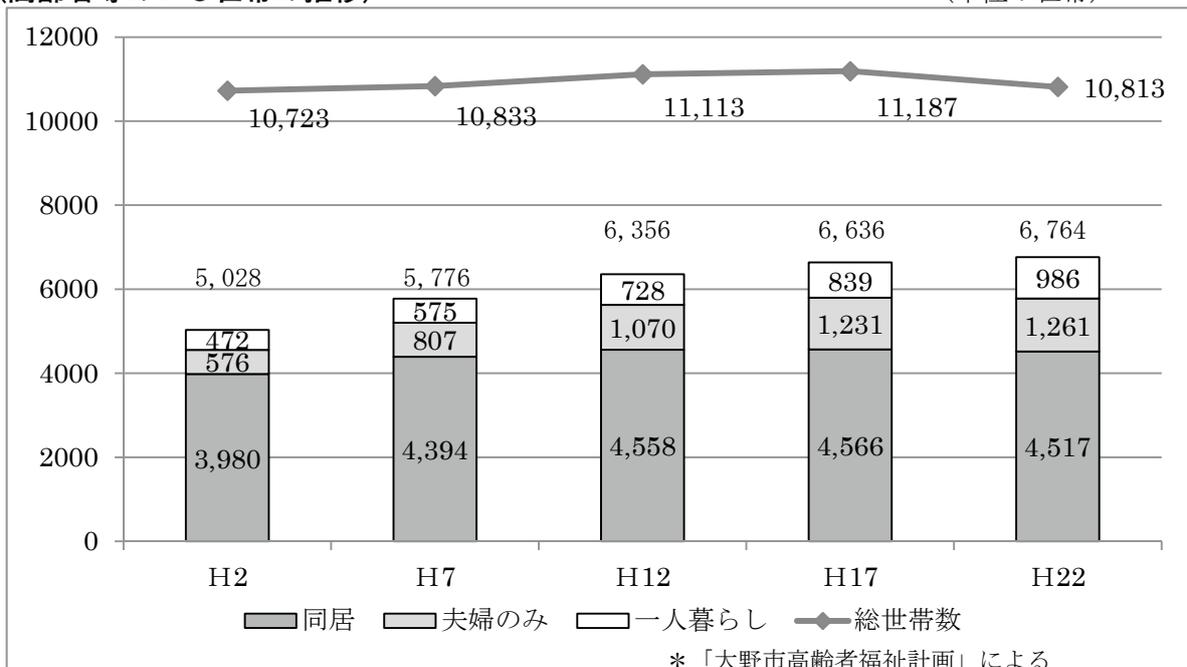


(4) 高齢者世帯の状況

本市の高齢者世帯数は、平成22年まで年々増加していますが、増加率は減少傾向にあります。平成22年の高齢者のいる世帯は、6,764世帯（総世帯に占める割合：62.6%）、うち一人暮らし高齢者の世帯は、986世帯（総世帯に占める割合：9.1%）となっています。

(高齢者等のいる世帯の推移)

(単位：世帯)



資料：平成2年～平成22年国勢調査（10月1日）

総世帯数：施設などの入所者を除く

高齢者のいる世帯：65歳以上の親族がいる一般世帯

一人暮らし：65歳以上の一人暮らし高齢者世帯

夫婦のみ：夫婦のいずれか又は両方が65歳以上である世帯

2 要介護高齢者・障害のある人等の状況

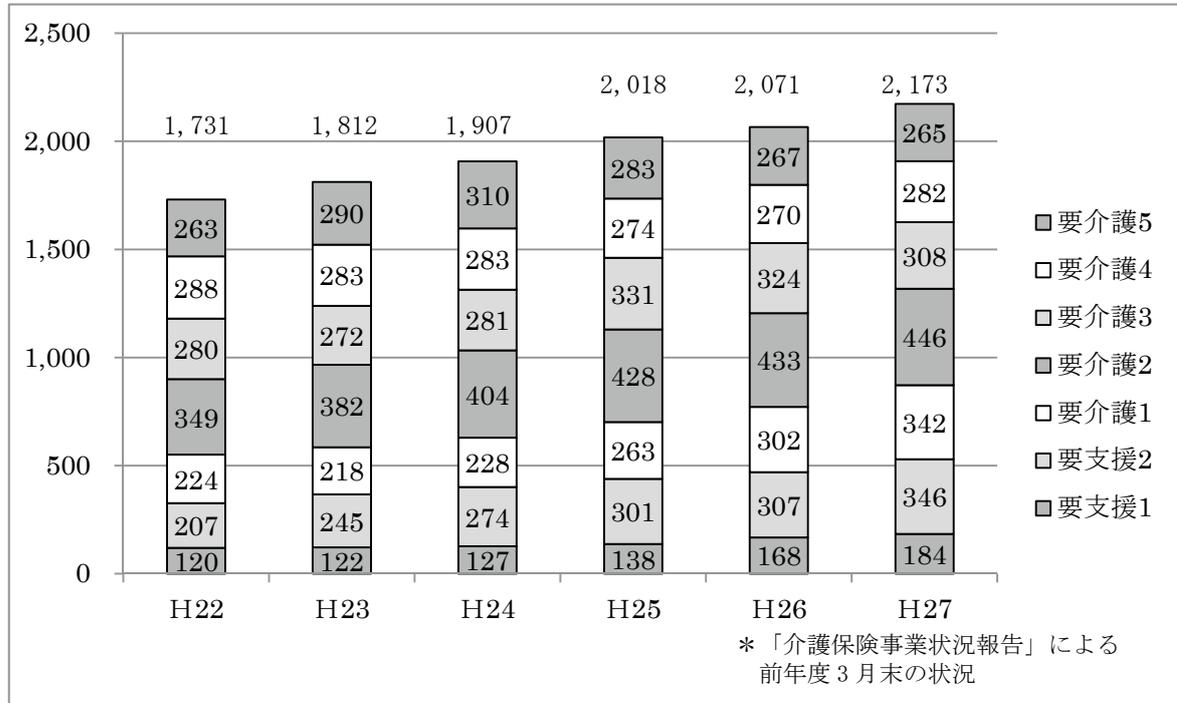
(1) 要介護認定者の状況

要介護認定者数は年々増加しており、平成27年3月末の要介護認定者数は2,173人で、平成22年度の1.25倍となっています。

高齢者人口に対する要介護認定率も年々増加しており、平成27年3月末の認定率は、19.3%で、平成22年3月末より3.4ポイント高くなっています。

(要介護認定者等の推移)

(単位：人)



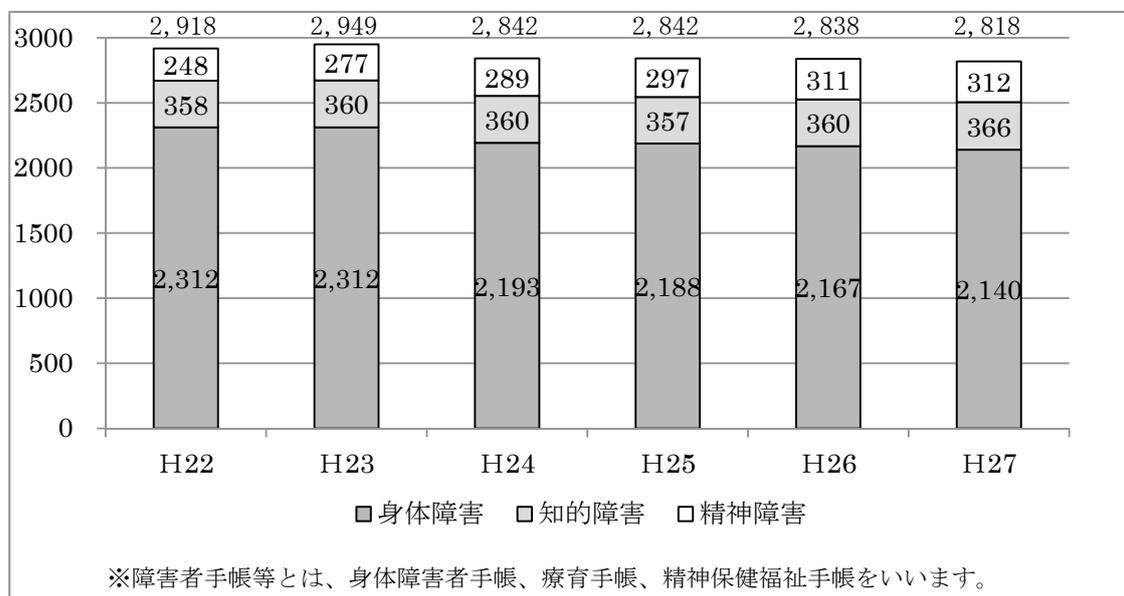
(2) 障害者手帳所持者の状況

平成27年4月1日現在、本市の障害者手帳等の所持者数は2,818人で、人口に占める割合は、8.0%です。内訳は身体障害が2,140人、知的障害が366人、精神障害が312人となっています。

身体障害者手帳の所持者数は減少していますが、精神障害者手帳の所持者数は、年々増加しています。

(障害者手帳等所持者数の推移)

(単位：人)

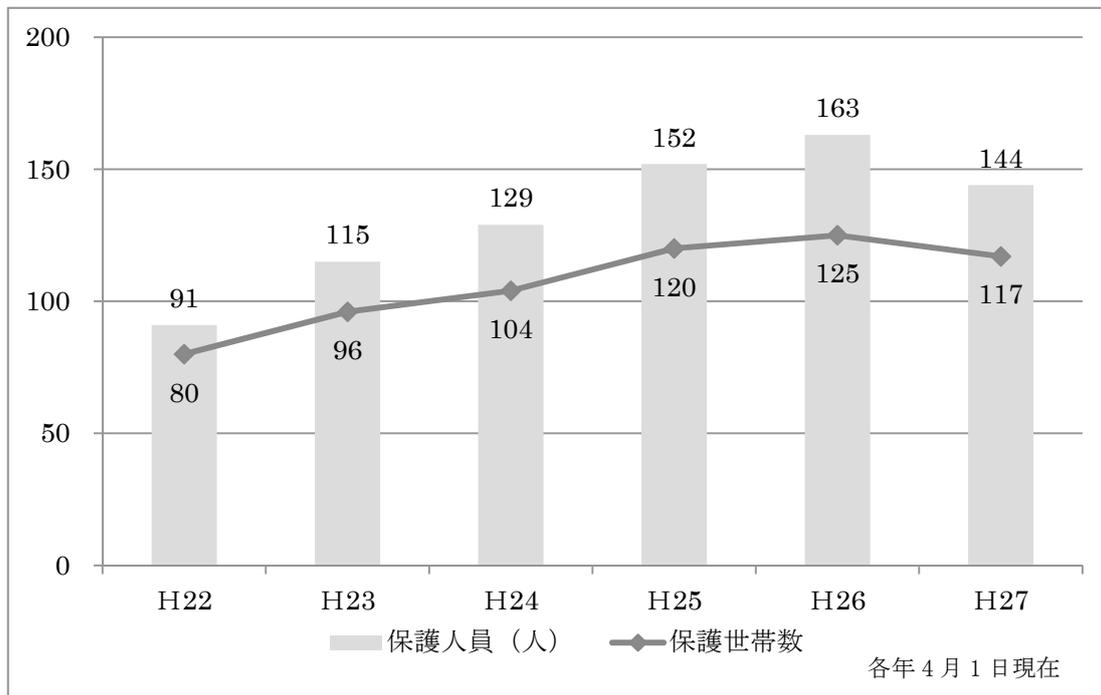


(3) 生活保護の状況

本市の生活保護人員は年々増加傾向にあり、平成 27 年の保護人員は 144 人で平成 22 年の保護人員 91 人に対して、約 1.6 倍に増加しています。

(保護世帯数・保護人員の推移)

(単位：世帯、人)



3 地域福祉活動の状況

(1) 地区社協・福祉委員の状況

大野市内には、平成 5 年以降、各地区公民館（第 2 層）を単位として 8 地区に地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が順次結成されました。

地区社協とは、地域の住民同士が、自分たちの住んでいる地域の生活・福祉課題（困りごと）を自分たちの問題として受けとめ、関係機関等と連携・協働しながら解決に向けて協議し、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を目指す地元住民主体の活動組織です。各地区社協は、知恵と力を出し合いながら、地区の特性に応じた事業や見守り活動、福祉制度等の啓発を行っています。

福祉委員は、昭和 63 年に地域の福祉見守りボランティアとして市社協の委嘱による福祉推進員制度としてスタートし、平成 5 年には福祉委員と名称を改めています。

福祉委員とは、身近な地域における住民の生活・福祉課題を、見守り活動や声かけ、相談対応しながら、早期発見する「地域のアンテナ役」です。また、民生児童委員や市社協、地区社協等の関係者や専門機関と連携しながら、近隣住民に働きかけ、一緒になって発見した生活・福祉課題の解決に向けて取り組んでいただく「地域のボランティア」です。

各地区公民館（第 2 層）単位に地区福祉委員会を構成し、地域の見守り活動等を展開しています。

(2) ボランティアの活動状況

大野市社会福祉協議会ボランティアセンターが把握しているボランティア数は、平成 27 年度末現在、個人活動 971 人、グループ活動 53 団体の 3,493 人で、合計 4,464 人となっています。この数は、学校や事業所、地域における福祉ボランティア活動に参加する個人や団体が主なもので、ボランティアセンターを拠点に活動するボランティア活動者は少ないのが現状です。

今、ボランティアの底上げを図ることが急務となっています。

4 地域福祉座談会等から見えてきた課題



平成27年8月18日
福祉懇談会（上庄地区）



平成27年6月22日
福祉ふれあいネットワーク会議（和泉地区）

大野市内の各地域では、地区社協や区長会等が中心となり、区長、民生児童委員、福祉委員、老人家庭相談員、行政、社協職員等が参加し、地域の生活・福祉課題の解決に向けて、それぞれの役割や連携についての確認と具体的な取り組みなどについて協議しています。

地域からの主な意見

〈 子どもに関する課題・問題・不満 〉

- ・少子化のため昔からの行事ができない
- ・子どもの外で遊ぶ姿が見られない
- ・あいさつのできる子が少ない
- ・子どもが少ないため子ども会がなくなる
- ・子育て世代の交流が少ない など

〈 高齢者・障害者に関する課題・問題・不満 〉

- ・高齢者世帯が増え、介護問題も増えている
- ・災害時の救援体制等ができていない
- ・外出（通院、買い物）が大変
- ・雪かき、屋根雪おろしが大変 など

〈 地域全体の課題・問題・不満 〉

- ・隣同士が希薄になった
- ・民生児童委員と福祉委員の連携がうまくとれていない
- ・若い世代の地域活動参加が少ない
- ・日中独居者が増えている
- ・共働きがほとんどで近所で顔を合わす機会が少ない
- ・いざという時に、集落に若い人がいない
- ・家の後継者がいない
- ・個人情報保護の高まりにより生活の把握が困難である
- ・サロンなどの立ち上げができない
- ・地域のボランティア活動への参加が少ない など

第3章 計画の基本フレーム

私たちの暮らす地域が、支え合いと助け合いの思いに満ちた「福祉のまち」となるためには、市民一人ひとりが結の心でつながり、人を思いやる行動を結集することが最も大切であるとの計画ではとらえています。

みんなが関わり、みんなが進める地域福祉活動が、市民が主役の福祉のまちづくりの大きな原動力になると位置付け、この計画においては基本理念を次のように定めます。

基本理念「結の心でつながる福祉のまち」

○基本理念の実現に向け、次の4つの柱に分けて基本目標を設けます。

[地域福祉活動推進部門]

基本目標 1 みんなが主役の支え合いのまちづくり

住民の参加と協働による地域福祉活動により福祉のまちづくりを展開します。

[福祉サービス利用支援部門]

基本目標 2 生き活きと暮らすことができる環境づくり

福祉サービス利用者等の地域での生活支援に取り組みます。

[在宅福祉サービス部門]

基本目標 3 一人ひとりの思いに寄り添う支援体制づくり

障害福祉や介護保険サービス等の多様な在宅福祉サービスを進めます。

[法人運営部門]

基本目標 4 地域に根ざした社会福祉協議会づくり

適正な法人運営や事業経営等を行い、市民から信頼される組織をつくります。

第四次大野市社会福祉協議会

基本理念	基本目標	基本
結の心でつながる福祉のまち	1 みんなが主役の支え合いのまちづくり <small>[地域福祉活動推進部門]</small>	1 地域における住民主
		2 参加と交流を育む環
		3 地域支え合いの担い
		4 共同募金を活用し、
	2 生き活きと暮らすことができる環境づくり <small>[福祉サービス利用支援部門]</small>	5 質の高い福祉サービ
		6 利用者のニーズに応
	3 一人ひとりの思いに寄り添う支援体制づくり <small>[在宅福祉サービス部門]</small>	7 在宅福祉サービスに
		8 障害福祉サービスの
		9 介護保険サービスの
	4 地域に根ざした社会福祉協議会づくり <small>[法人運営部門]</small>	10 適正な法人運営体制
		11 広報、啓発活動を強

地域福祉活動計画基本フレーム

計画	実施計画
体の福祉活動を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ① 小地域福祉活動の強化 ② 地区社協、福祉委員会活動の支援 ③ 地域交流活動の促進 ④ 地域住民による福祉活動の輪づくり
境づくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉イベントへの参加と交流によるふれあいの輪づくり ② 福祉教育の推進
手を育成します	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティアの育成と活動支援 ② ボランティアセンターの機能と広報の強化 ③ 災害ボランティアの連携と活動強化
じぶんの町を良くします	<ul style="list-style-type: none"> ① 共同募金配分金を活用した福祉のまちづくり
スの提供に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護機器貸出サービスの充実 ② 総合福祉相談の強化 ③ 生活困窮者の自立支援
じた相談と支援を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害者の自立と社会参加の支援 ② 福祉サービスの利用援助 ③ 法人成年後見への取り組み ④ 障害者の相談支援と福祉サービス利用計画支援
よる介護予防を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の日常生活の支援 ② 高齢者の介護予防の推進 ③ 住民主体の地域包括ケアシステムの構築
拡充を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害児の放課後等の居場所づくり ② 障害者の日常生活の支援
拡充を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者本位のサービスの提供 ② 経営の安定化 ③ 新しい総合事業への取り組み
の確立を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ① 組織、運営体制の強化 ② 苦情処理制度の的確な運用 ③ 安定的な財源確保 ④ 適正な基金の運用 ⑤ 社会福祉法人制度改革の的確な対応
化します	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報、啓発活動の拡充と強化

第4章 実施計画

基本計画を実現するために、次のとおり具体的な実施計画を定めて活動します。

基本計画 1 地域における住民主体の福祉活動を推進します

実施計画①「小地域福祉活動の強化」

町内会などの自治会（第3層）を主な単位として、地域が抱える生活・福祉課題を地域で解決できるよう住民のネットワークを活かした近助力を増強します。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
小地域支え合い支援活動の促進	新規	福祉委員を核として地域の関係者（区長、民生児童委員等）が連携、協働して、地域の生活・福祉課題をみんなで考え、解決に向けて行動します。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度からモデル地区（数か所）で実施 ・平成30年度から市全域を対象
小地域での助け合いシステムの構築	継続	地域での様々な問題を早期に発見し、住民のネットワークを活かして問題解決に取り組む身近な地域での助け合い（ご近助）システムを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご近助拠点づくり推進モデル事業の実施（平成28年度までのモデル事業）

実施計画②「地区社協、福祉委員会活動の支援」

誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりに欠かせない地区社協と福祉委員会の活動を支援します。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
地区社協活動の支援	継続	地区社協を地域福祉推進の基礎組織として位置づけ、その活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の配置 ・活動経費の助成 ・会長会議による情報交換、連絡調整等
地区福祉委員会活動の支援	継続	福祉委員を地域のアンテナ役、地域のボランティアとして位置づけ、地区福祉委員会の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の配置 ・活動経費の助成 ・会長会議による情報交換、連絡調整等 ・福祉委員研修会の実施

実施計画③「地域交流活動の促進」

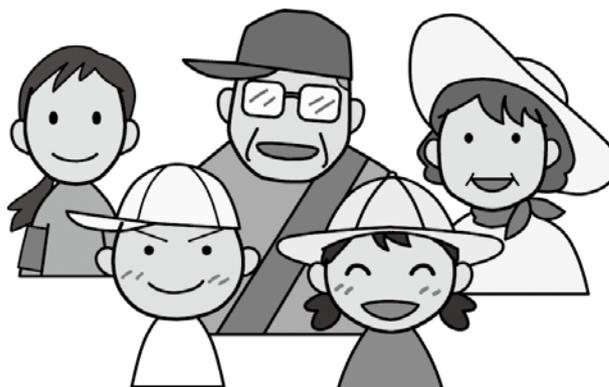
地域の行事等を通して世代間を超えた住民の交流活動を促進し、支え合いと助け合いのまちづくりを進めます。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
地域における交流活動の促進	継続	地域の実情に応じ、住民のふれあいの場づくりとして地区社協や地区福祉委員会による交流会等を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等による住民間の交流 ・世代間交流会の開催 ・子育て世代の交流

実施計画④「地域住民による福祉活動の輪づくり」

自分たちが住んでいる地域の生活・福祉課題の解決に向け、地域の関係者の連携による活動の輪づくりを進めます。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
地域支え合い活動の推進	継続	和泉地区において、関係団体やボランティア、住民の連携による人と人とのつながりを基本とした地域支え合い活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い推進事業の継続
福祉の輪づくりの推進	継続	小地域における地域福祉活動の活性化に向けて、区長、民生児童委員、福祉委員等の連携の輪づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域懇談会等の開催 ・情報交換の場づくり



基本計画2 参加と交流を育む環境づくりを推進します

実施計画①「福祉イベントへの参加と交流によるふれあいの輪づくり」

市民の参加による福祉イベントを通して、市民の福祉意識の高揚とふれあいの輪づくりを進めます。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
福祉ふれあいまつりの開催	継続	市民のふれあいの輪づくりと福祉意識の向上を目指して、市民の参加と交流を進める「福祉ふれあいまつり」を開催します。	・ 6月第1土曜日の定例開催
社会福祉大会の開催	継続	市民が一堂に会する「社会福祉大会」を開催し、福祉のまちづくりへの意識の高揚を図ります。	・ 9月第4土曜日の定例開催

実施計画②「福祉教育の推進」

小・中学校での福祉体験学習や一般向け福祉講座等を通して、市民の福祉への理解やボランティア意識の高揚を図ります。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
福祉教育・福祉啓発の推進	継続	多くの市民の福祉やボランティア活動への理解を深めるため、福祉教育や福祉啓発活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉協力校で福祉体験学習の実施 ・ 一般市民向け福祉講座等の開催 ・ 社協だより、ホームページ等での情報の発信



基本計画3 地域支え合いの担い手を育成します

実施計画①「ボランティアの育成と活動支援」

ボランティアの発掘に向けた取り組みを行い、その育成を図るほか、ボランティア活動を支援し、底辺の拡大を目指します。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
ボランティアの育成と活動支援	継続	ボランティアの底上げを図るため、ボランティア入門講座や研修会等を開催し、人材の育成と活動の支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア入門講座の開催 ・ボランティア研修会等の開催 ・ボランティア活動ネットワークによる交流と情報発信 ・リアルタイムな情報の発信

実施計画②「ボランティアセンターの機能と広報の強化」

ボランティア活動やボランティア情報の交換・提供等の場となるボランティアセンターの機能の拡充と広報の強化を図ります。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
ボランティアセンターの機能と広報の強化	継続	ボランティアセンターの機能拡充と広報の強化を図り、ボランティアの総合的な支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア情報の提供 ・ボランティアの相談と登録 ・ボランティアの需給調整 ・ボランティアの交流促進 ・ボランティアセンターの広報

実施計画③「災害ボランティアの連携と活動強化」

災害ボランティアセンター連絡協議会を構成する団体間における平常時の連携と協力体制を確立し、災害時の迅速な対応に結びつけます。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
発災に即応した災害ボランティア活動の推進	継続	災害時のボランティア活動を円滑に進めるため、平常時において関係団体等の連携と協力体制の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター連絡協議会による体制づくり ・災害ボランティア研修会の開催 ・大野市総合防災訓練への参加

基本計画4 共同基金を活用し、じぶんの町を良くします

実施計画①「共同基金配分金を活用した福祉のまちづくり」

赤い羽根共同基金運動への積極的な参加を図るほか、その配分金を有効に活用した福祉のまちづくりを進めます。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
配分金を活用した福祉のまちづくりの推進	継続	共同基金運動に協力し、地域の実情に即した多彩な地域福祉活動にその配分金を効果的かつ効率的に活用します。	<ul style="list-style-type: none">・共同基金運動への参加・配分金活用事業の実施成果の検証



基本計画5 質の高い福祉サービスの提供に努めます

実施計画①「介護機器貸出サービスの充実」

在宅での自立した生活を支援するとともに、家族介護者等の負担の軽減を図ります。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
介護機器の無料貸出支援	継続	介護保険認定外の高齢者や障害者のほか、一時的に使用を希望する市民に対し、介護機器を無料で貸し出します。	・車椅子、ベッドの無料貸出サービスの実施

実施計画②「総合福祉相談の強化」

市民の心配ごとや生活上の様々な問題について、気軽に相談できる窓口を設けることにより解決の一助とし、安心のある暮らしづくりを支援します。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
心配ごと相談、無料法律相談等の実施	継続	専門的なことから身近なことに至るまで、市民の日常生活の中での心配ごとや悩みごとの相談に応じ、適切な助言、援助を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な心配ごと相談の実施 ・定期的な無料法律相談の実施 ・社協窓口での福祉相談の実施

実施計画③「生活困窮者の自立支援」

生活困窮者の早期把握や見守り等小地域ネットワークを活用した支援策を行い、関係機関と連携のもと自立へと結びつけます。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
生活困窮者支援の推進	継続	小地域ネットワークを活かし、関係機関と連携しながら包括的な自立支援に結びつけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での生活困窮者の早期発見と見守り活動 ・関係機関との情報共有と連携
生活福祉資金の貸付	継続	生活困窮者に一時的な資金を無利子で貸し付けることにより、生活意欲の助長促進を図ります。	・生活福祉資金貸付事業の継続

基本計画6 利用者のニーズに応じた相談と支援を推進します

実施計画①「障害者の自立と社会参加の支援」

障害者のニーズに応じた施策を実施することにより、自立と社会参加の促進を図ります。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
障害者の自立と社会参加の促進	継続	音訳、点字、手話、要約筆記等のボランティアを養成するほか、社会参加イベント等を通して、障害者の自立と社会参加を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各ボランティア養成講座の開催 ・点字、声の広報紙発行 ・社会参加イベントの開催

実施計画②「福祉サービスの利用援助」

判断能力が不十分な人たちが地域で自立した生活を送ることができるよう福祉サービス利用援助等の支援を行います。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
判断能力が不十分な者の日常生活の自立支援	継続	認知症高齢者や知的・精神障害者等判断能力が不十分な方を対象に、自立した日常生活が送れるように支援を行い、対象者の権利擁護を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用に関する援助 ・日常的金銭管理 ・預貯金通帳等の証書類の預り ・生活支援員の配置

実施計画③「法人成年後見への取り組み」

社協の持つ資源とノウハウを活かし、地域における公益的な活動として法人成年後見制度の取り組みを進めます。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
法人成年後見への取り組み	新規	認知症、知的障害・精神障害などにより物事を判断する能力に欠けている方等の権利を守る成年後見について法人としての取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町社協での実施情報の収集と調査・研究 ・法人成年後見制度実施に向けての検討

実施計画④ 「 障害者の相談支援と福祉サービス利用計画支援 」

障害者のニーズに応じた福祉サービスの利用計画やその適切な利用の援助等を行い、在宅での自立した日常生活を支援します。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
相談等による障害者の自立支援	継続	障害者の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の配置 ・福祉サービスの利用援助 ・生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング（※）の実施 ・関係機関等との連携
障害福祉サービス等の利用計画作成支援	継続	障害者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス等に関する情報提供、助言及び連絡調整 ・サービス等利用計画の作成 ・サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

※ピアカウンセリング＝同じ職業や障害を持っている等同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリング



基本計画7 在宅福祉サービスによる介護予防を推進します

実施計画①「高齢者の日常生活の支援」

高齢者の状況に応じた日常生活の支援を行い、在宅での自立生活の助長と健康の増進を図ります。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
高齢者の見守り支援	継続	民生児童委員や福祉委員が主体となり、配食サービスを行うことにより、一人暮らしや二人暮らしの高齢者等の見守り支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者配食サービス まごころ訪問サービス 一人暮らし高齢者のつどい「かたらいの会」の開催
在宅介護支援センターの適正な運営	継続	担当地区（陽明・和泉中学校区）における要援護高齢者やその家族に対し、在宅介護等に関する相談や助言等を行うほか、関係機関との連携により在宅福祉の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 要援護高齢者等の実態把握 在宅介護の相談、助言 地域包括支援センター等関係機関との連絡調整
生活支援型ホームヘルパー派遣による安否確認と相談支援	継続	虚弱な高齢者宅へホームヘルパーを派遣し、巡回相談を行うことにより、在宅での自立生活を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の独居、虚弱な高齢者への見守り支援 週1回の巡回訪問

実施計画②「高齢者の介護予防の推進」

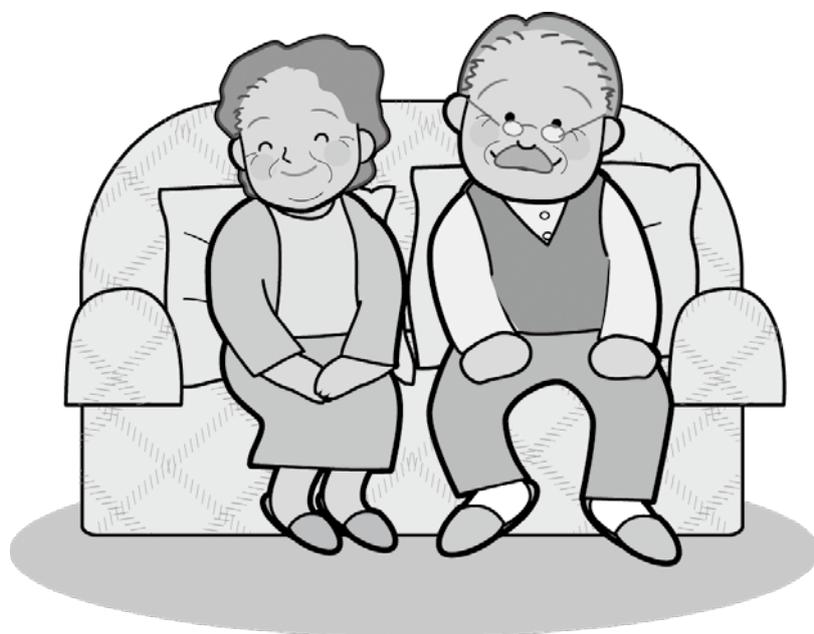
高齢者相互のふれあいや交流活動を通して、自立生活の支援を行い、介護予防を進めます。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
介護予防教室の開催	継続	高齢者相互のふれあいを通して、生きがいと社会参加を促進し、自立生活の支援と介護予防を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいサロンの開催（1年あたり数か所） 未設置サロンの立上げ支援 自主運営サロンの支援
お出かけほっとサロンによる介護予防の推進	継続	市内の温浴施設において、高齢者の交流活動を促進し、介護予防や健康づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 一団体あたり年10回の実施 介護予防教室の開催
家族介護教室の開催	継続	在宅の家族介護者に対して、介護方法や介護予防、要介護者の健康づくり等の教室を開催し、高齢者の在宅生活の継続を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護支援センター事業として開催

実施計画③ 「住民主体の地域包括ケアシステムの構築」

「住民主体」による生活支援等サービス提供体制を構築し、在宅の高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを進めます。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実	新規	生活支援の担い手の養成やそのネットワーク化等を行い、多様な主体による高齢者を支える地域の支え合いづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業の実施 ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ・〈仮称〉支え合いの地域づくり連絡協議会（協議体）の設置



基本計画8 障害福祉サービスの拡充を図ります

実施計画①「障害児の放課後等の居場所づくり」

障害児が生活能力向上のために必要な支援を行い、社会との交流を図ることができるよう適切かつ効果的な指導等を実施します。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
放課後等デイサービスの実施	継続	放課後や長期休暇中において障害児の居場所づくりを行うことにより、生活能力の向上を図り、自立を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の希望を踏まえたサービスの提供 ・学校との連携による支援

実施計画②「障害者の日常生活の支援」

障害者の状況に応じた日常生活の支援サービスを提供し、自立の促進を図ります。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
訪問介護サービスによる日常生活支援	継続	障害者の多様なニーズに応じて、適切なサービスを提供し、在宅生活を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護、家事援助 ・同行援護、行動援護による外出支援



基本計画9 介護保険サービスの拡充を図ります

実施計画①「利用者本位のサービスの提供」

高齢者一人ひとりの個性を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
適切な介護保険サービスの提供とその充実	継続	高齢者が在宅において自立した日常生活を営むことができるように、介護相談や関係機関との連携調整を図り、個々のニーズに応じた利用者本位のサービスの提供とその充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援の実施 ・訪問介護の実施 ・通所介護（天神デイサービス）の実施 ・通所介護（和泉デイサービス）の実施

実施計画②「経営の安定化」

利用者が安心してサービスを受けられるように、提供するサービスの質の向上を図るとともに、経営の安定化に努めます。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
人材の育成・確保と効率的な事業経営	継続	介護専門職として資質の向上を図るとともに、利用者の多様なニーズに応えることのできる体制を整え、継続的な利用と利用者増を図り、効率的な事業経営に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安定的な確保 ・事業経費の縮減 ・人員配置の効率化

実施計画③「新しい総合事業への取り組み」

新しい総合事業の趣旨に則り、地域の実情に応じた柔軟な取り組みを行うことにより、要支援者等への効果的かつ効率的なサービス提供を進めます。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
介護保険制度改正に対応した適正な事業経営	新規	介護保険制度改正による新しい総合事業への移行を進め、地域の実情に応じた取り組みや生活圏域に密着したサービスの提供を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・和泉デイサービスの地域密着型通所介護への移行 ・予防介護サービスの継続（通所介護・訪問介護）

基本計画 10 適正な法人運営体制の確立を図ります

実施計画①「組織・運営体制の強化」

適正な法人運営や事業経営を行うとともに社協事業の適切なマネジメントを行うため、組織・運営体制の強化に努めます。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
適正な法人運営ができる組織・運営体制の強化	継続	より効果的で効率的に社協事業を遂行するため、内部組織・運営体制を強化するほか、研修等を通して職員の資質向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ能率的に事務を処理する事務局組織 ・事業の多寡を見極めた適正な人事管理 ・資質向上を育む職員研修 ・適正な財務管理 ・正副会長会議、企画調整会議の適正な運営
理事会、評議員会等の適正運営と部会の活性化	継続	設置目的に合致した理事会、評議員会及び監事会の運営を図るとともに、専門的事項を協議する部会の活性化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会の開催 ・評議員会の開催 ・部会の開催 ・監事会の開催

実施計画②「苦情解決制度の適切な運用」

福祉サービス利用者がより快適なサービスを受けられるよう、利用者からの苦情を適切に解決します。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
苦情解決制度の適切な運用	継続	利用者が安心して適切な福祉サービスを利用し、そのサービスに納得、満足できるよう客観性を確保できる第三者による苦情解決制度の適切な運用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員の設置 ・苦情受付担当者による受付

実施計画③「安定的な財源確保」

安定的かつ継続的な地域福祉の推進を図るため、自主財源の確保など堅実な財政運営に努めます。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
安定的な財政運営ができる財源の確保	継続	地域福祉を中核的に進める公共的な役割を担う社協が、安定性と継続性のある事業活動を行うため要する財源の安定的な確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた自主財源の確保 ・公費の導入による補助事業、受託事業の実施 ・介護保険事業等収入の安定化 ・必要な基金の造成と活用

実施計画④「適正な基金の運用」

各基金の設置目的とその目的となる事業の将来見通しを勘案し、着実な基金運用を図ります。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
各基金の適正な運用	継続	財政運営安定基金と各特定目的基金の設置目的とその将来を見据えて、積立と活用の適正な運用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・財政運営安定基金の運用 ・福祉基金の運用 ・介護保険事業等運営安定基金の運用

実施計画⑤「社会福祉法人制度改革の的確な対応」

社会福祉法人が持つ公益性、非営利性をより高めるとともに、他の経営主体では対応できない様々な福祉ニーズに応える事業活動を行うことを趣旨とする社会福祉法人制度改革への的確な対応を図ります。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
社会福祉法人制度改革への対応	新規	社会福祉法人制度改革の趣旨に則り、改革内容の具体化に向けて適切な対応を図り、市民の信頼と負託に応じます。	<ul style="list-style-type: none"> ・組織ガバナンス（※）の強化 ・法人運営の透明性の向上 ・財務規律の強化 ・地域における公益的な取り組み

※ガバナンス＝統治、管理、またはそのための機構や方法

基本計画 1 1 広報、啓発活動を強化します

実施計画①「広報、啓発活動の拡充と強化」

目的や対象を明確にしたうえで、多様な広報ツールを活用し、広報、啓発活動を拡充かつ強化します。

推進項目	新規 継続	内 容	主な取り組み、手段等
広報、啓発活動の拡充と強化	継続	社協活動、事業経営の透明性を図るため、多様な広報手段を活用して広報・啓発活動を効果的かつ効率的に行い、拡充と強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・年4回の「社協だより」の発行・ホームページによるリアルタイムな情報の発信・職員の広報活動



第5章 計画を推進するために

1 計画を担う中心的団体

(1) 市社協

社会福祉協議会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条において、地域福祉の推進を目的とする団体として明確に位置づけられており、住民主体の理念に基づいて地域の生活・福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちを目指して事業の企画・実施などを行う民間団体です。

【参考】社会福祉法より抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、……指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- （1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4）前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 地区社協・地区福祉委員会

大野市内には、現在、公民館単位（第2層）に8地区の地区社協が結成されています。

地区社協とは、誰もが安心して暮らすことのできるまちをつくるために、地域住民をはじめ、民生児童委員や福祉委員、自治会長、地域の各種団体等が、知恵と力を出し合いながら、地域福祉を推進する団体で、各地区の特性に応じた事業や活動を行っています。

地区社協の活動として

- ・ 触れ合う活動・・・ふれあいサロン、世代間交流、福祉まつりなど
- ・ 学ぶ活動・・・福祉講座、福祉講演会、ボランティア養成講座など
- ・ 支える活動・・・地区のボランティアグループの支援など
- ・ 見守る活動・・・見守り活動、声かけ運動、助け合いシステムづくりなど
- ・ 啓発活動・・・地区社協活動だより発行など
- ・ 募る活動・・・賛助会費、チャリティーバザー協力など

また、福祉委員は、身近な地域における住民の生活・福祉課題（困りごと）を見守り活動や声かけ、相談対応しながら早期発見する“地域のアンテナ役”として、また、民生児童委員や社協などの関係者・専門職等と連携しながら、近隣住民に働きかけ、一緒になって、発見した生活・福祉課題の解決に向けて取り組んでいただく“地域のボランティア”として活躍しています。

福祉委員の活動として

- ・ みつける活動・・・住民の生活・福祉課題（困りごと）の相談対応・発見
- ・ しらせる活動・・・区長、民生児童委員、地区社協関係者、市社協、行政等への連絡
- ・ つながる活動・・・市社協・地区社協活動、ふれあいサロン等への参画・協力
- ・ ひろめる活動・・・福祉意識に関する啓発活動

2 計画を推進するために連携が必要な団体とそれぞれの役割

(1) 市民（地域住民）の役割

家庭生活や日常生活において、あらゆる場面での“気づき”を大切にしつつ、まず自分にできることを具体的な行動に起こすとともに、地域の行事や各種講座への参加など、活動の第一歩を踏み出すことが期待されます。

なお、ここで言う「市民」には、地域の企業・事業所も含まれます。

(2) ボランティア団体等の市民組織の役割

ボランティア団体等の市民組織は、独自の専門性を持ち、特に高齢者や障害者の支援、子育て支援などの分野においては、関心のある市民を受け入れたり、活動の必要性を啓発するなど、市民の意識を高めながら先導していく役割が期待されます。また、団体の組織力を活かしたネットワーク化や政策提言などの機能も期待されます。

(3) 福祉施設等専門機関の役割

社会福祉施設が地域社会の一員として、地域の行事に参加するとともに、施設を開放するなど地域と積極的に関わるとともに、施設が有する様々なノウハウ、人材などを活かして情報提供、相談活動等を行うなど、その専門性を地域に還元することが期待されます。

(4) 行政の役割

「自助」や「共助」の対象領域を越える問題への対応や福祉サービスを提供するとともに、地域福祉推進や、共生社会の構築に向けた総合的な環境整備を進めていく役割を担います。

(5) 市社協、地区社協、福祉委員会の役割

この計画の推進については、工程表に基づいて進行管理に努め、必要に応じて事業の分析及び評価をし、事業及び活動の見直しを行います。

市社協は、地域福祉の推進を担う団体として、身近な地域での住民に対する総合的な支援、福祉コミュニティの形成を推進する役割が期待されます。特に、地域住民の生活ニーズをとらえ、様々な社会資源をコーディネートしながら、“地域の福祉力”を支える機能が期待されます。

また最も身近な住民同士で組織される地区社協及び福祉委員会は、地域福祉の大きな原動力となるものであり、地域住民のまちづくりに対する関心を高める役割が期待されます。また、地域でのつながりを活かし、見守り活動の実践や、様々な団体・組織間のネットワークを根付かせる役割が期待されます。



資料

第三次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価概要

第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定経過

第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿

第三次大野市社会福祉協議会地域

基本理念	基本目標	実施		
		施策の方向	活動方針	推進項目
私がつくるみんながつくる共にふれあい支え合う福祉のまち大野	住民参加と協働による地域福祉のまちづくりの推進	市民の福祉意識の啓発・普及を図ります	福祉イベント・体験学習の推進	①イベント・行事などによる交流の促進 ②福祉教育の実践
			地域で支える子育て支援	①子どもの見守り体制の充実と環境整備 ②児童遊具修繕に対する助成
		地域支え合いの担い手の育成を支援します	ボランティア活動・地域福祉団体への支援	①ボランティアの育成、啓発……… ②ボランティアセンターの充実と機能 ③総合防災訓練への参加協力 ④交流活動、生きがいつくりの実施
				関係団体の連携・ネットワークづくりを支援します
		福祉施設の拠点づくりを進めます	福祉拠点の環境整備	①公民館・地区集会場の有効活用………
	生活支援に向けたサービスの提供・充実	市民への質の高い福祉サービスを提供します	各種福祉サービスの充実	①介護機器の無料貸出サービスの実施 ②心配ごと相談・無料法律相談の実施 ③福祉資金貸付事業の実施………
		障害児（者）へ質の高い福祉サービスを提供します	障害者に対して福祉サービスの利用促進	①福祉サービスの利用援助……… ②専門機関の紹介 ③介護用品購入助成
			障害者の社会参加を促進	①手話奉仕員の派遣の充実……… ②音訳ボランティアによる視覚障害者 ③介護機器の貸出の充実
		障害者に対しての見守りの充実	①障害者への訪問介護サービスの充実 ②日中一時支援事業の充実………	

福祉活動計画（H23～H27）評価概要

計 画	評価	方向性	主な成果と課題
進…………… A	3	拡充	A 福祉ふれあいまつりや社会福祉大会を継続して開催することで、市民の福祉意識の高揚につながってきている。 福祉ふれあいまつりは、一般ボランティアの参画による盛り上げが必要であり、また内容のマンネリ化も検討を要す。
	3	継続	
備…………… B	2	拡充	B 社協が関わる子育て支援は、地区社協等が行う世代間交流やひとり親家庭への支援（イベント開催、情報交換会等）であるが、今後は、地区社協、福祉委員会、行政区等と連携した地域全体で子育てする仕組みづくりが必要である。
	3	統合	
…………… C	3	拡充	C 平成25年度に行った中間評価では、ボランティア事業全般において評価2（低評価）であったため、その対策として、ボランティア入門講座による市民へのボランティア啓発及び登録を強化した。 また、平成24年度に市内の各福祉ボランティアグループで構成する「大野市ボランティア活動ネットワーク」を設置し、ボランティア活動の活性化に取り組んだ。更なるボランティア情報の発信が必要である。
強化…………… D	2	拡充	
	3	拡充	
	3	継続	
…………… E	3	拡充	D ボランティア派遣依頼は福祉施設からが主で、個人からの依頼が少ないため、情報発信に力点を置き、ボランティアセンターの周知・広報に努めていく。 E 身近な地域における地域住民の見守り活動（近隣助け合い活動等）を支援できる取り組みを地区社協や自治会等と連携し、推進していく必要がある。
能の設置	3	継続	
	3	継続	
…………… F	2	拡充	F 各地区社協や福祉委員会の活動は、公民館を中心として行っているが、社会教育とどう連携していくかが今後の課題である。
	3	継続	A 生活困窮者への支援対策として、重要度を増しており、適切な貸付と償還が必要である。 B 日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行する利用者をサポートするために今後、法人後見制度を視野にいれていかなければならない。 C 平成30年の福井国体時に開催される全国障害者スポーツ大会の大野市開催競技（聴覚障害者バレーボール）での支援に向けて手話奉仕員養成講座を実施している。登録者数が伸び悩んでいるが、引き続き、手話奉仕員養成講座を実施していく。 D 児童福祉法改正により、平成24年7月より「放課後等デイサービス事業」に移行し、事業を実施してきた。その後、利用者の増加により支援スペースが手狭となったため、平成26年8月より大きく安全なスペースを確保するために移転し、利用者のニーズに即したサービス支援を実施している。
…………… A	3	継続	
…………… B	3	継続	
	3	継続	
…………… C	4	拡充	
支援	3	拡充	
	3	継続	
…………… D	3	継続	
	4	継続	

高齢者が安心して暮らせるサービスの提供・充実	高齢者の在宅福祉サービスの拡充に努めます	実態把握と安否確認	①高齢者の実態把握と情報提供 ②高齢者世帯の安否確認	
		高齢者の福祉サービスを支える仕組みづくり	①一般高齢者の相談支援と役割分担 ②小地域支え合いの促進	
		高齢者の介護予防・生きがい対策の充実	①高齢者の交流促進 ②介護予防事業の促進	
	介護保険事業サービスの拡充を図ります	介護人材の育成・確保	①資格取得者の確保 ②各種研修会の実施	
		利用者本位のサービスの提供	①適切な介護サービスの提供……………	
		経営の安定化	①利用者増員確保…………… ②経費削減	
	法人の体制強化と安定した財源確保	社会福祉協議会の基盤を強化します	組織の強化	①理事会、評議員会、監事会、部会機能 ②役職員研修の充実 ③事務局体制の強化 ④資格保有者の確保と養成、配置 ⑤企画調整会議による事業等の情報共有 ⑥苦情処理制度の活用と機能の充実
			財源の強化	①一般会費、賛助会費、寄付金、共同募金等 ②安定的な公費補助の確立、受託事業に必要な ③介護保険事業収入の有効活用 ④福祉基金の運用 ⑤収益事業の開発 ⑥広報活動によるPR
		福祉意識を高めるための情報提供に努めます	広報・啓発活動の推進	①社協だよりの発行 ②社協ホームページの充実……………

	3	継続	
……………A	4	継続	
……………B	3	拡充	
	3	継続	
	3	継続	
の一層の充実強化 A	3	拡充	<p>A 利用者本位に立脚した各介護保険サービスを各関係機関と連携をとりながら実施しており、平成25年度には全体として黒字転換を図ることができた。</p> <p>B ホームページを活用して情報提供を行っており、個人情報に配慮しながら増員につなげていく。</p> <p>A 理事会、評議員会の出席率を上げる取り組みを実施する一方、役員の福祉ふれあいまつり等の各事業へ参加を進め、社協運営と事業の推進の理解と参画へとつなげている。</p> <p>B 社協会費の理解を求めることは、社協そのものの理解につながるものであるが、十分な理解につながっていないのが現状である。随時、理事会等へ話題提供し、実効性のある会費収入の方策を見出していく。</p> <p>C 社協が使命とする地域福祉の推進には安定的な財源が必要であり、その予算の確保に向けて、市や県社協と協議していく。</p> <p>D 平成25年度の間接評価を受け、平成26年度にホームページをリニューアルし、リアルタイムに情報提供ができるよう取り組んだ。</p>
	3	継続	
	4	拡充	
	3	継続	
	3	継続	
	3	継続	
の確保と有効活用 B	2	拡充	
とされる財源確保 C	3	拡充	
	3	継続	
	3	継続	
	2	廃止	
	3	拡充	
……………D	3	拡充	
	4	拡充	

第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定経過

期日	事務局作業	策定委員会・理事会・部会
H27年 9月	9月10日 第1回ワーキング会議及び作業 ・第三次計画の振り返り及び第四次計画策定の進め方検討 ・第三次計画の評価作業（H27年度上半期まで）各推進項目の分析と成果、課題の抽出	
10月	10月7日 第2回ワーキング会議及び作業 ・第三次計画の評価のまとめ ・第四次計画項目の整理、新たな活動のピックアップ ・策定委員選出	10月16日 総務部会・事業部会合同部会 ・第三次地域福祉活動計画の評価報告
11月	11月11日 第3回ワーキング会議及び作業 ・第四次計画概要等の検討 ・基本フレーム（案）の検討	11月19日 第1回第四次計画策定委員会 ・委嘱状交付及び委員長・副委員長の選出 ・地域福祉の推進と地域福祉活動計画について ・大野市における福祉の現状について ・基本フレーム（案）について ・今後の日程について
12月	12月11日 第4回ワーキング会議及び作業 ・基本フレーム（案）の調整 12月15日 第5回ワーキング会議及び作業 ・実施計画（素案）の検討 12月18日 第6回ワーキング会議及び作業 ・実施計画（素案）の検討	
H28年 1月	1月5日 第7回ワーキング会議及び作業 ・実施計画（案）の作成	1月19日 第2回第四次計画策定委員会 ・前回委員会の意見等について ・基本フレームの最終（案）について ・実施計画（案）について ・今後の日程について
2月	2月5日 第8回ワーキング会議及び作業 ・活動計画（案）の調整	2月8日 事業部会 ・活動計画（案）について 2月10日 総務部会 ・活動計画（案）について 2月15日 第3回第四次計画策定委員会 ・前回委員会の意見等について ・活動計画（案）について ・今後の日程について
3月	3月下旬 社協だより特別号、ホームページで公表	3月15日 理事会 ・第四次地域福祉活動計画策定の決定 3月25日 評議員会 ・第四次地域福祉活動計画の策定報告

第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大野市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が取り組む地域福祉活動の今後の方向、活動内容等を明らかにする地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者の中から、会長が委嘱する。

- (1) 区長
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 高齢者
- (4) 当事者組織関係者
- (5) 福祉施設関係者
- (6) ボランティア
- (7) 地区社会福祉協議会
- (8) 福祉委員
- (9) 生活困窮者支援関係者
- (10) 行政関係者

3 委員の任期は、計画策定の日までとする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市社協において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月19日から施行し、委員会の目的の達成をもって廃止する。

第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略)

No.	委員名	所属団体	選出区分
1	安間 勝也	大野市区長連合会	区長会代表
2	宮下 隆	大野市民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員代表
3	山本 鐵夫	大野市老人クラブ連合会	高齢者代表
4	坂本 次義	大野市身体障害者連合会	当事者組織関係者代表
5	○栗下 治昭	大野福祉施設連絡協議会	福祉施設関係者代表
6	藤堂 朱実	大野市ボランティア活動ネットワーク	ボランティア代表
7	◎清水 武正	大野地区社会福祉協議会	地区社協代表
8	南部 真澄	乾側地区福祉委員会	福祉委員代表
9	谷 和子	大野市自立相談支援センター「ふらっと」	生活困窮者支援関係者代表
10	坂井 八千代	大野市民生環境部福祉こども課	行政関係者

◎委員長 ○副委員長

事務局

1	卷寄 富美男	大野市社会福祉協議会 事務局長
2	田中 邦弘	" 事務局次長
3	山内 裕幸	" 総括主任
4	森尾 喜久代	" 総括主任
5	水元 佳子	" 主任